

指定管理者制度の導入と第三セクターの解散

北海道羽幌町

人口：8,908 人

面積：472.49 km²

取組の概要

温泉宿泊施設である「いきいき交流センター」の管理運営を第三セクターに管理委託していたが、施設経営の改善を図るため、平成 18 年 4 月に指定管理者制度を導入し、平成 18 年 3 月 31 日をもって第三セクターは解散した。

なお、第三セクター従業員は、指定管理を受けた民間事業者に再雇用された。

取組の紹介

1 取組の背景

- 平成 5 年 6 月、第三セクター「羽幌観光開発㈱」（資本金 150,000,000 円（町出資 50%）、従業員（正社員）数約 20 名）を設立。温泉宿泊施設「いきいき交流センター（サンセットプラザはぼろ）」の供用開始に向け、管理受託業務の準備を進めてきた。
- 平成 6 年 12 月、「いきいき交流センター」（地上 7 階、地下 1 階建、宿泊室 40 室）の供用開始時から同社に管理委託をしてきた。
- 平成 13 年度まで、黒字経営を続けてきたが、結婚式や宴会の減少、宿泊客の伸び悩みにより経営が悪化し、経営改善を求められていた。
- なお、三セクに対する町からの支出（赤字補てん等）で対応する考えはなかった。

2 取組の具体的内容

- 平成 16 年 12 月、将来的な赤字解消と経営改善を図るため、施設の維持（設備の運転維持管理、施設の清掃等）、宿泊、入浴、貸室等の管理（予約受付、利用料金の徴収等）、営業業務等に係る一部運営業務を経営ノウハウと実績を有する民間事業者に委託した。
- 平成 17 年度に指定管理者制度への移行準備に着手し、本施設の運営業務を熟知した当該民間事業者へ管理の代行を指定する考えで、公募によらない方法で選定し、平成 18 年 4 月から指定管理者による管理に移行した。
- 平成 17 年度、指定管理者制度への移行準備と並行して、三セクの解散準備も着手。従業員の再就職問題に関し、「羽幌観光開発株式会社従業員再就職援助計画」を策定し、民間事業者（指定管理者）への就職あっせん及び町内事業所の求人情報収集等を実施。

- ・ 結果的に三セクの従業員は、指定管理を受けた民間事業者の面接を受け、全員再雇用された。
- ・ 従業員は、三セクの経営等を踏まえ、解散せざるを得ない状況を理解した上で、個々の判断で指定管理者への再就職を決断し、雇用条件は指定管理者の規定に基づくこととした。
- ・ 平成 18 年 3 月 31 日をもって三セクは解散した。
- ・ また、指定管理者の運営は、利用料金の収受によって採算を図ることを前提とし、原則として赤字補てんは行わない協定を締結した。

3 取組の効果

- ・ 第三セクター設立時 75,000,000 円(持株 1,500 株)を出資していたが、解散時の残余財産の分配額は 1 株 50,000 円が 41,942 円となり、約 16%の損失となった。
しかし、将来にわたって第三セクターを存続させた場合を想定すると、少ない損失で抑えることができたと考える。
- ・ また、三セクの従業員を再雇用できたため、大きな混乱が生じなかった。
- ・ 平成 18 年 4 月から指定管理者へ移行し 9 ヶ月が経過したが、その間、予定していた大浴場の改修による利用制限（約 3 ヶ月間、1 浴場を男女交互に使用）もあった中で、総売上額約△14%（対前年比（以下同じ。）、入館者数約△2%は、三セクで運営した場合よりも利用減を最小限に抑えたと見ており、今後の売上及び利用増を期待している。

4 取組中の課題・問題点

- ・ 解散する三セクの従業員の雇用問題が課題となったが、指定管理を受ける事業者に全員再雇用されたことによって解決した。
- ・ 三セク解散に当たり、他の出資者から三セク継続の意見もあったが、役割は十分に果たしてきたことをご理解いただき、町民の財産である当該施設を存続させたいということが、全体の一致した意見であったため、やむを得ないということで理解いただいた。

5 住民の反応・評価

- ・ 指定管理者制度への移行後、苦情・要望等は寄せられていないが、住民の反応・評価等は完全には把握していないが、町に寄せられた苦情・要望は、適宜、指定管理者に改善提案することとしている。
- ・ レストラン等随所に利用者のアンケート用紙を設置し、サービス向上に努めている。

6 今後の課題

- ・ 施設が建設から 10 年を経過しているため、配管設備等の老朽度調査及び長期改修計画が課題となっている。
- ・ 大規模改修は町の負担で実施することとしており、当面は、老朽化が著しいボイラーや配管等の年次改修計画が必要となっているが、厳しい財政事情のなか財源確保の見通しが立たないため具体的な改修計画を策定できないのが現状である。

7 今後取り組む自治体に向けた助言

- ・ 三セクであれば、民間法人に準じた就業規則及び給与規定の見直しが必要と考えられる。また、町と指定管理者との間で、経営に関する情報の共有が必要と考える。
- ・ 三セクの解散に当たっては、従業員との話し合いが必要である。

担当部署：商工観光課・政策推進課